

失業給付用

念 書

この度、離職した家族 被扶養者名 健保はる子 (続柄 専) について
 雇用保険の ☒ ①失業等給付の待機期間及び給付制限期間 ☐ ②失業等給付の受給延長期間 ☐ ③失業等給付の申請を
 しないため、
 該当に ☒ を付けて下さい。
 高島屋健康保険組合の被扶養者として申請致します。なお、申請にあたりましては雇用保険失業給付に関する下記事項を遵守
 することを約束します。

記

- 申請手続き時、下記の書類が添付出来ないときは、退職証明書を提出し、手続き完了後速やかに下記の書類を提出します。
 ①失業等給付の待機期間及び給付制限期間 → 受給手続き完了後に『雇用保険受給資格者証写し』を提出
 ②失業等給付の受給延長期間 → 期間延長手続き完了後に『離職票1、2写しおよび受給延長受理書写し』を提出
 ③失業給付の申請をしない → 前職場より受領後に『離職票1、2写し』を提出
- 雇用保険失業給付の申請を行わない、もしくは給付制限期間(約3ヶ月間)または受給延長期間のみ被扶養者として申請し
 ます。
- 失業等給付の受給開始後は、速やかに削除申請「被扶養者届(台帳)」を所属事業所の担当者を通じて貴健康保険組合に
 提出します。(任意継続被保険者は健保組合に直接提出)
- 前記を履行しなかった場合は、被扶養者の資格取得日に遡って取り消しになっても異議は申し立てません。また、その間に
 発生した医療給付金等の全額を高島屋健康保険組合へ返還します。

以上

届出日 R1 年 5 月 15 日

被保険者証 記号-番号	事業所名(店名) <u>⑥ O 店</u>
<u>A-2 - bAx29</u>	所属 <u>総務部 総務グループ</u>
被保険者名 <u>健保 身</u>	<u>(保)</u>
連絡先電話番号 (携帯・FAX・直通電話)	<u>8 - XX - 10X△</u>

健保受付印

【注意事項】

- 雇用保険の失業給付の目的は再就職までの生活保障ですから、失業給付を受給している期間は被扶養者として認定する
 ことはできません。ただし、受給できる基本手当日額が3,612円(60歳以上の方は5,000円)未満で、かつ基本手当日額に
 360日を掛けた額が被保険者の年収の1/2未満である場合は継続認定しています。
- 失業給付の受給が終了し、再び被扶養者認定を希望されるときは届出が必要です。「被扶養者届(台帳)」に必要書類を添
 付し、事業主を経由して提出してください。(任意継続被保険者は直接健保組合に提出)
- 失業給付等の受給申請されない場合にも、受給可能な期間(離職日の翌日から最長4年)に到達するまで、「離職票」を確
 認させていただくことがありますので、保管いただくようお願いします。

* 健保組合使用欄

認定日	退職日	受給期間満了日
提出書類確認欄		受給開始予定月 / 開始(削除日)
☐ 念書 ☐ 退職証明 ☐ 離職票1 ☐ 離職票2 ☐ 受給期間延長通知書 ☐ 受給資格者証		< 検認調査確認 > 年度 / 年度 年度 / 年度 /

常務理事		担当者

《備考》